令和 5 年度税制改正要望事項 (新設·<u>拡充</u>・延長)

(総務省国際戦略局技術政策課)

| 項目 | 名 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長 |
|----|---------------------------------|---|
| 税 | 目 | 所得税(租税特別措置法第10条、租税特別措置法施行令第5条の3、租税特別措置法施行規則第5条の6) 法人税(租税特別措置法第42条の4、 租税特別措置法施行令第27条の4、 租税特別措置法施行令第27条の4、 |
| | | の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーシ 繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 |
| 要 | るため. | には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うともに、オープンーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。 |
| 望 | ○オー 控除 ^図 ○サー | 型のインセンティブ強化 プンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び 率の引上げ ビス開発の要件の見直し |
| Ø | で)) | 型の控除率の上乗措置の適用期限の延長(2 年間延長(令和 6 年度末ま 研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長 電間延長(令和6年度末まで)) |
| 内 | 〇中小記 期限 〇才一 究機関 新事業 | 企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合の上乗措置の適用 を延長(2年間延長(令和6年度末まで)) プンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研 等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び 開拓における研究開発の成果を活用する事業者に同機構から出資を受け |
| 容 | る者を 3 | |
| | | 平年度の減収見込額 (精査中) 百万円 |
| | | (制度自体の減収額) (▲505, 255 百万円) |
| | | (改正増減収額) (▲24,000百万円) |

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額(令和2年度:19.2兆円)の約7割(同:13.8兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

(2) 施策の必要性

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら我が国は、長年主要国中第1位であった研究開発投資の対 GDP 比率で平成21年度に韓国に抜かれ、主要国中第2位であった民間の研究開発投資額でも平成22年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には 優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える(スピルオーバー効果)いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

こうした中、科学技術・イノベーション基本計画 [令和3年3月26日閣 議決定]において、2021年度から2025年度までの5年間で、官民合わせた研究開発投資の総額約120兆円を達成することが目標として定められた。このような高い目標を達成するためには、我が国の研究開発投資総額の約7割を担う民間企業の研究開発投資を促していくことが重要。そのためにも、研究開発投資を増加する企業に対して、より一層のインセンティブを付与していくような制度設計が必要である。

加えて、産業全体が成熟しつつある我が国において、今後もイノベーションを起こし続けていくためには、大企業とスタートアップのオープンイノベーションを促すことが重要である。すなわち、「大企業にとっては新技術を取り込むことで新陳代謝が促され、更なる成長を見込むことができる」、「スタートアップにとっては大規模な経営資源を活用することで効率的な経営と事業の拡大が期待できる」ことから、オープンイノベーションは双方にとって非常に有意義であると言える。しかし、我が国においては、海外の主要国と比べても、大企業とスタートアップのオープンイノベーションが十分に進んでいるとは言い難い状況であり、オープンイノベーションがより促進させるような制度に見直していくことが必要である。

新設

拡

充

又

は 延 長 を

必

要

とする理

由

| 【基本計画 (平成29年9月策定)】 V. 情報通信 (1 CT 政策) | | | | 令和5年度概算要求における政策体系図 | | | | | |
|--|----------|----------|-------|---|--|--|--|--|--|
| 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及 〇科学技術・イノベーション及致の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実別に向けた方はでは、インペーションの教育を投資の総 第3章 科学技術・イノベーション政策ではおいて目指す主要な数値目標。 (主要はり 2025 年度までの、政府研究開発投資の規模 1 (主要はり 2025 年度までの、政府研究開発投資の規模 2 (2) 新名 3 第四 2 (2) 4 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の規模 2 2 章 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 2 2 2 3 2 2 3 2 4 年6月7日間議決策に向けた重点投資分野 (2) 2 3 2 2 2 3 2 2 2 3 2 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 2 3 2 | | | | | | | | | |
| 3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及 〇科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金領での活性化 (1) あるべきとその実現に向けた方向性 【科学技術・イ月ペーション政策において目指す主要な数値目操 「主要なが・イ月標」(主要はり 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模、約 30 兆円 ・2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資が経済を対しては、存分関係的規模、約 10 兆円 (政府投資が呼び水と研究開発投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究と関連される相乗効果を表し向けた重点投資分野 (2) 科学技術・投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。~略一研究開発投資が上海大投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。~の報題、への投資で素が技術の研究開発とスタートアーキ程の強化を持うほが連続と表の上で、新規利とも連携した支援の拡充の研究等とも連携し、ので、アートアートに関資金を連携し、のの投資等とも連携し、ので、アートアリカルの重開発投資と対しては、インセンディブを付与していて、新規制としても、対策を対域がのの対策をとなる。~略で、アートを中の支が関金とを通信しては、インセンディブを付与していて、新規制と表に対しては、インセンディブを関係を表を表に対しては、インセンディブを対しては、発育を関係を表しては、研究投資を促進するための税制の在り方やルールのの重開発投資に対するインシンを更に加速し、研究投資を促進するに対策を提供の研究投資を促進するに対策を提供の研究投資を促進するに対策を提供の研究投資を促進するに対するが、インセンディブを対していて、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンディブを付与していて、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを対していて、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを対したの主要をの対し方といいで検討を推進しても、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンディブを付与していて、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンディブを付与していて、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンディブを行り方やルールの見直接しても、でも重要では対するといが、スタートアップの対策を使しても、氏も重要であり、スタートアップの対域を対しても、氏も重要であり、カードでは重要であり、カードでは重要であり、カードでは重要であり、カードでは重要であり、カードでは重要であり、カードでは重要であり、カードでは重要であり、カードでは重要であり、カードでは重要であり、カードでは重要であり、カードでは重要であり、カードでは重要であり、カードでは重要であり、カードでは重要であり、カードでは、インセンディー・アー・アードでは、カードでは、オーロ・アードでは、オーロ・アードでは、カード | | | | V. 情報通信 (ICT政策) | | | | | |
| ○科学技術・イノペーション基本計画 [令和3年3月26日閣 議決定] 第3章 科学技術・イノペーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 ((b) あるべき・イノペーション政策に向けた方向性 [科学技術・イノペーション政策において目指す主要な数値 目標] ・2021年度より 2025年度までの、政府研究開発投資の総額:約120兆円(政府投資が呼び水とな写別開制 投資が優差される相乗効果や我が国の政府自担研究費割 合の数準等・2021年度より 2025年度までの、官民合わせた研究開発投資が経過される相乗効果や我が国の政府自担研究費割 合の水準等を勘案 | | | | 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 | | | | | |
| ○科学技術・イノペーション基本計画 [令和3年3月26日閣 議決定] 第3章 科学技術・イノペーション政策の推進体制の強化 1 知と価値の創出のための資の領環環の活性化 ((b) あるべき・イノペーション政策において目指す主要な数値 [標] (科学技術・イノペーション政策において目指す主要な数値 [標] (主要より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額・約 120 兆円 (政府投資が呼び水となの実別を開発での水準等を勘案) 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資が優差される相乗効果や我が国の政府倫負担研究費割合の水準等を勘案 (2) 科学技術・イノ湾を増入の投資、浴・インで、対・インで、イン・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、イン・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、イン・イン・インで、イン・イン・イン・イン・イン・イン・オンティブ・イン・イン・イン・イン・カー・イン・イン・イン・カー・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・カー・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・ | | | | | | | | | |
| (表) (第3章 科学技術・イノペーション政策の推進体制の強化 1 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (的) あるべきダンペーション政策において目指す主要な数値 [科学技術・チノペーション政策において目指す主要な数値 [科学技術・チノペーション政策において目指す主要な数値 [標] (主要より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額・約 120 兆円(政府投資が収益をも勘案)・2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額・約 120 兆円(政府投資が収益をも勘案)・2021 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額・約 120 兆円(政府投資のの政事等を勘案) (全) が、企業等を勘案 (で) (全) が、企業等を勘案 (で) (全) が、企業等を勘案 (で) (全) が、企業の表生主義に向けた改革 1 新しい資本主義に向けた改革 1 が、との政投資 (で) が、企業を増加する企業に対しては、インセンディートア・ファップ会ともでう拠点で対象を必要に対する。 (3) 系タートア・ブランドデザイン及び実行計画 [令和4年 7 が、企業を大学、企業を大学、企業を大学、のの投資 薬ペンチャートア民間資金を行う拠点で運営される形で発発とも適場 (3) が、企業を大学の強化を行う拠点で運営される形で発験をとも連携 (2) が、大学技術の現代をでの表がで、大学とも、ので、企業を大学、会社、ので、対域を対す、イン・ファースをで、大学に加速の研究開発を対す、イン・ファースをで、大学に加速の研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンディに加速の研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンディに加速の研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンディに加速の研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンディに加速の研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンディに加速及びオープンイノベーション (2) 既存企業のオープンイノベーション (2) 既存企業のオープンイノベーション (2) 既存企業のオープンイノベーション (2) 既存企業のオープンイノベーション (2) 既存企業をある。ことが、スタートアップの出面の推進策としてもまのな税制 (2) 付加価値割 をオープンイノベーション (2) 既存企業のオープンイノベーション (2) 既存企業をある。ことが、スタートアップの出面の推進策としてもま、既存の大企業る。こ | | | | 3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及 | | | | | |
| 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 加と価値の図とでの実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策の活性化 (b) あるべき姿とでの実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値 目標](主要より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模は 約30 %円 (政府投資が呼び水と切研究開発 投資の総額: 約1 20 %円 (政府投資が呼び水と切研資 と改善) 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発 投資の総額: 約1 20 %円 (政府投資が呼び水と切研資 とな研究 とな研究 とな研究 とな研究 とな研究 とな研究 と 2 章 新しい資本主義に向けた立立流 2 の投資 (1) 科学技術・イノベーションへの投資 (2) 科学技術・イノでも (3) スタートアップ・新規創業) への投資 で 3 スタートアップ・新規創業) への投資 で 3 ペペンチャー・アリカルとも連携にかづまがあられる形で進める。 ~ 8 本の 2 本の 3 本の 3 本の 4 年の 4 | | | | | | | | | |
| (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】・2021 年度は9 2025 年度までの、政府研究開発投资の総額の規能・約30兆円・2021 年度は9 2025 年度までの、政府研究開発投资の総額の規能・約30兆円・2021 年度は9 2025 年度までの、政府研究開発投资の総額・約40兆円・2021 年度は9 20兆円(政府投資が呼び水となり程度は分野(投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割を含め水準等を勘案) (本名6月7日閣議法第に向けた重点投資分野(2)科学技術・イノベージョンへの投資へ略、インと増加する企業に対しては、インセンディフを付与してい。~略ではおけらしてい。~略ではおけらしている。~略ではおけらしている。~略では、インセンディンの・大学での強化を行うほか、革気を海外の強化を行うほか、本のの投資であった。~のの表で、大学を大き、大学を大学に、大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大 | | | | 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 | | | | | |
| 1 | | | | (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 | | | | | |
| - 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模: 約 30 兆円 - 2021 年度より 2025 年度までの、資民合わせた研究開発投資の総額: 約 120 兆円(政府投資が呼び成り民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究との表り民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究の投資を参加を当ましい資本主義に向けた改革1. 新しい資本主義に向けた改革1. 新しい資本主義に向けた政本2 第 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野(2) 科学研究開発投て、一、20 平 2 で 2 で 3 の 2 で 2 で 3 が 2 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で | | | | | | | | | |
| | , | | | 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総 | | | | | |
| 要望 ② (租 | | | | 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発 | | | | | |
| 回 | | | | 投資の総額:約 120 兆円(政府投資が呼び水となり民間 投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割 | | | | | |
| (租 税 特 別 措 置) 政策 体系 における 政策目的の 位 置 付 け 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 | | | | 合の水準等を勘案) | | | | | |
| ### 1 | | | | | | | | | |
| (2) 科学技術・イノベーションへの投資 | 租 | | | 第2章 新しい資本主義に向けた改革 | | | | | |
| 特別 措置 政策目的の 位置 付け 関連 性 性 で | 税 | | | (2)科学技術・イノベーションへの投資 | | | | | |
| 理性 (3) スタートアップ(新規創業) への投資 (3) スタートアップ(新規創業) への投資 (3) スタートアップ(新規創業) への投資 (3) スタートアップ (新規創業) への投資 (4) スタートアップ (5) 表 (5) | | 合 | 政策体系 | | | | | | |
| 世性 位置付け | | 理 | 政策目的の | | | | | | |
| (アリア・アップの出生を行うは、中部技術の研究学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。~略~ (日間では、インセンティブを強める。 でいる。 第 しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 [令和4年6月7日閣議決定] 11. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 2. 科学技術・イノベーションへの電気開発投資に対しては、インセンティブを強化の研究開発投資をはある。 15 で、研究開発投資を促進するための税制の在り方に加速し、研究開発投資を促進するための税制の在り方にから、 16 で終一を変して、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 17 スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略とよしても、既存の大企業のスタートアップの出口戦略とはたも、既存の大企業のスクートアップの出口戦略とは、17 であることが、スクートアップの出口戦略とは、18 に関存の大企業のこ | | 性 | | ~略~ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創 | | | | | |
| に関連する。~略~ 〇 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 [令和4年6月7日閣議決定] Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資~略~民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるようにので検討を進める。~略~その上で、研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。~略~その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進(2)付加価値創造とオープンイノベーションの推進のための税制等の在カラトアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進のための税制である。ことが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、またないます。 | | | | 開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学 | | | | | |
| 連する月7日閣議決定] Ⅲ.新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2.科学技術・イノベーションへの重点的投資 ~略~民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業のを進める。 ~略~ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3.スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2)付加価値創造とオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直とで、スタートアップに出資し、さらに買収することが、スタートアップの出し、さらに買収することが、スタートアップの出戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ | 1= | | | | | | | | |
| 連 す 6月7日閣議決定] Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ~略~民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 ~略~ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2)付加価値創造とオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し、さらに買収することが、スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出し、さらに買収することが、スタートアップの出戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ | 関 | | | ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画「令和4年 | | | | | |
| 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ~略~民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、に間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 ~略~ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ | 連 | | | 6月7日閣議決定] | | | | | |
| ・事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | す | | | 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 | | | | | |
| 事項 を更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 〜略〜 その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2)付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し、さらに買収することが、スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ | | | | │ ンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーション │ | | | | | |
| で検討を進める。 | - | <u> </u> | | を更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民 | | | | | |
| その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ | 垻 | | | て検討を進める。 | | | | | |
| 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2)付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制 等の在り方やルールの見直し ~略~スタートアップに投資し、さらに買収することが、 スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ | | | | その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセ | | | | | |
| 推進 (2)付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制 等の在り方やルールの見直し 〜略〜スタートアップに投資し、さらに買収することが、 スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ | | | | ンティブを付与していく。 | | | | | |
| (2)付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ | | | | | | | | | |
| 等の在り方やルールの見直し ~略~スタートアップに投資し、さらに買収することが、 スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオ ープンイノベーションの推進策としても重要である。こ | | | | | | | | | |
| 等の在り方やルールの見直し ~略~スタートアップに投資し、さらに買収することが、 スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオ ープンイノベーションの推進策としても重要である。こ | | | | | | | | | |
| 〜略〜スタートアップに投資し、さらに買収することが、 スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオ ープンイノベーションの推進策としても重要である。こ | | | | 等の在り方やルールの見直し | | | | | |
| │ │ │ │ │ │ │ │ │ | | | | ~略~スタートアップに投資し、さらに買収することが、 | | | | | |
| - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | | | ープンイノベーションの推進策としても重要である。こ | | | | | |
| 等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。 | | | | | | | | | |

| | ○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性 一成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が 「成長と分配の好循環」をリードする— [令和 4 年 6 月 22 日 中小企業政策審議会 総会] 第 4 章 (略)世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体の パフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現 する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応事ま する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応事ま 者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適したが サプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模したが を発揮し、成長・生産性向上を目指していくことが を発揮し、成長・生産性向上を目指していきま、一 者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になること を目指して、政策支援を展開していきたい。 |
|------------------|--|
| 政 策 の 達成目標 | |
| 租税特別置の適用は延長期 | 又 (以上、適用期限の定めなし) |
| 同上の期 中の達 目 | - 19日本の行行はは、日本は各位各の数据をプリーを使りにプリットを使する |
| 政策目標(| - 総名 |
| 要望(| の の の の の の の の の の の の の の |
| 女玉(| グ │○令和5年度適用件数見込み |

| | 措置の適用見込み | | 支術基盤強化税 イノベーション | | 3,698 件/ 6,091 件/ 692 件/ | 事業年度 |
|----------|------------------------------|---|---|--|--|--|
| 有効 | | → 研究順 ・研究開発和 ・令和 2 年原 | 果の試算 度減収額 5,053 開発税制等によ 説制等の研究開 度~令和 12 年 :3兆 5,093 (| る研究開発技 発投資押上対 度までの 10 | 79. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 1 | 円 |
| 性 | 要望の措置 | | 斉産業省「令和 の在り方に関す | | 技術調査事業 | (研究開発 |
| | の効果見込 み(手段とし ての有効性) | 税制改正に 3.4%増加し で、経済産 ッションペー におけるオー | (Kasahara et おける総額型の たとされている 業研究所が EBPI ーパー(池内(20 ープンイノベー 研究開発投資の |)導入により、 る。また、経 M の一環とし)22))によれに ·ション型の排 | 研究開発投資 済産業省と連っ て行った研究の ば、2015年度の な充により、平 | が 3.0~ 携した上 のディスカ D税制改正 均で 14.4% |
| | | 以上のよ ^っ ろであるが、 | うに、本税制の こうした過去 分析について検 | の分析等を路 | 皆まえつつ、引 | |
| | 当該要望項 目以外の税 制上の措置 | なし | | | | |
| | 予算上の 措置等の 要求内容 及び金額 | 政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定 | | | | |
| 相 | | び研究テー 開発段階に る研究開発 | 昔置は、それぞ マ等を設定する おける成果の獲 投資を幅広く、 肉と対象が異な | ことで、より 得を目指す制 中立的に促進 | 特定された分 制度であり、民 | 野又は研究間活力によ |
| = 性 | | なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。 | | | | |
| | 上記の予算 | 民間研究開発 | 投資に対する政 研究開発税制 | <u>:府支援の対民</u> 補助金等 | 間研究開発比率 合計 | (2019) |
| | 上の措置等 | 日本 | 9.98% | 2. 05% | 12.03% | |
| | と要望項目 | 米国 | 11. 37% | 12. 33% | 23. 70% | |
| | との関係 | 英国 | 33. 01% | 8. 14% | 41. 15% | |
| | | 独国 | 0. 00% | 6. 97% | 6. 97% | |
| | | 仏国 | 28. 39% | 11. 09% | 39. 48% | |
| | | 韓国 | 12. 23% | 16. 50% | 28. 73% | |
| | | 7ヵ国平均 | 6. 85% 14. 55% | 5. 65% 8. 96% | 12. 50% 23. 51% | |
| | | | D Main Science | | | |
| | | Indicators) | | 2 10011101 | - 0) | |

| | | ※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を 2019 年可決、2020 年 1 月から施行。 |
|--|-----------------------|--|
| | | 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業 形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要 であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公 平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 |
| | 要望の措置の 妥 当 性 | 研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。しかしながら、2021年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。 |
| | | 大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。 そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。 |
| | 租税特別 措 置 の 適用実績 | (1) 減収額実績(うち、資本金1億円以下の法人分) <ー般型> 平成30年度 5,751億円(57億円) 令和元年度 5,192億円(101億円) 令和2年度 4,737億円(132億円) <・中小企業技術基盤強化税制> 平成30年度 357億円(357億円) 令和元年度 287億円(286億円) 令和2年度 208億円(206億円) <・高水準型> 平成30年度 23億円(1.2億円) 令和元年度 6.7億円(0.3億円) 令和元年度 6.7億円(0.3億円) 令和2年度 一億円(-億円) <オープンイノベーション型> 平成30年度 84億円(3.7億円) 令和2年度 108億円(4.5億円) 令和2年度 108億円(4.5億円) ②適用事業者数(うち、資本金1億円以下の法人分) <ー般型> 平成30年度 3,822法人(1,017法人) 令和元年度 3,598法人(1,010法人) 令和2年度 3,504法人(1,010法人) |

| <u> </u> | |
|--|--|
| | 〈中小企業技術基盤強化税制〉 平成 30 年度 5,690 法人 (5,674 法人) 令和 元年度 5,478 法人 (5,463 法人) 令和 2 年度 5,164 法人 (5,148 法人) 〈高水準型〉 平成 30 年度 149 法人 (110 法人) 令和 元年度 96 法人 (79 法人) |
| | 令和 2 年度 -法人 (-法人) <オープンイノベーション型> 平成 30 年度 580 法人 (283 法人) 令和 元年度 554 法人 (254 法人) 令和 2 年度 562 法人 (281 法人) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) |
| | ※前回要望時(令和3年度税制改正要望時)における令和2年度 の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見 込事業者数は、別紙に記載。 |
| | ① 租税特別措置法の条項 42条の4 |
| 租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 | ②令和2年度適用件数(うち、資本金1億円以下の法人分) (1)一般型:3,504法人(1,024法人) (2)中小企業技術基盤強化税制:5,164法人(5,148法人) (3)オープンイノベーション型:562法人(281法人) |
| 調査結果 | ③令和2年度適用額(うち、資本金1億円以下の法人分) (1)一般型:4,737億円(132億円) (2)中小企業技術基盤強化税制:208億円(206億円) (3)オープンイノベーション型:108億円(4.5億円) |
| 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | 〇企業の研究開発費の推移(うち、資本金1億円未満の企業分) 平成26年度 135,864億円(5,141億円) 平成27年度 136,857億円(4,404億円) 平成28年度 133,183億円(4,357億円) 平成29年度 137,989億円(3,955億円) 平成30年度 142,316億円(3,809億円) 令和元年度 142,121億円(4,077億円) 令和元年度 138,608億円(4,261億円) (出典:総務省「科学技術研究調査」) |
| 前回要望時 の達成目標 | 次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精 査中 |
| 前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由 | 令和2年度の民間企業の研究開発投資は、対GDP比2.59%となっている(総務省「科学技術研究調査」) |
| これまでの 要 望 経 緯 | 昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 |
| | 15%以下増加分25%税額控除 昭和51年度 縮減 増加した試験研究費の20%税額控除 |

昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設

昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費 として特別加算

平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)

平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)

平成 7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)

平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充

(大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)

平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。

特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12%相 当額(特別試験研究の額がある場合には、その 支出額の 15%相当額を加算することとし、当期 の法人税額の 14%相当額)に変更。

縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化 法の特定事業者に係る特例の廃止。

平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。

縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協 同組合等が賦課する負担金の廃止。

平成 15 年度 拡充 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度 (総額型)の創設。

平成 18 年度 拡充 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創 設。

縮減 税額控除率の2%上乗せ措置の廃止。

平成 20 年度 拡充 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度(増加型)の創設。

売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除する制度(高水準型)の創設。

平成21年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。

拡充 (経済対策)総額型等について①控除上限の引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過額の 平成23、24年度への繰越控除を措置(22年度 末まで)。 平成22年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を2年間延長 (23年度末まで)。

平成23年度縮減総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。

延長 (平成23年6月再つなぎ法)

総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置を延長(23 年度末まで)。

平成 24 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (25 年度末まで)。

平成 25 年度 拡充 総額型の控除上限の引上げ(20%→30%) (26 年度末まで)

平成 26 年度 拡充 増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長 (28 年度末まで)

増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み(最大30%まで)に改組。

平成 27 年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度 (OI型) をあわせ、控除上限を 30% (総額型 25%、OI型 5%) にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。

0I型について、①控除率の引上げ(12%→20%/30%)、②対象費用の拡大(中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。

縮減 繰越控除制度の廃止。

平成 29 年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率 に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを 導入(控除率の一部は 30 年度末まで)。

売上高試験研究費割合が10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入(30年度末まで)。

中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入(30年度末まで)。

試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を 支援対象に追加。

01型の要件を緩和。

延長 高水準型の適用期限を2年間延長(30年度末まで)。

令和 元年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上 げ(5%→10%)、支援対象の拡大及び一部 控除率の引上げ

> 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブ を強化。

> 高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の 場合の控除率上乗せ措置を創設(令和2年度末 まで)。

> ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除 上限の引上げ。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長 (令和2年度末まで)

令和 3年度 拡充 一般型(総額型から改名)の控除上限を 25% から 30%に引き上げ(2年間)

> ※2020年2月1日より前に終了する事業年度と 比較し一定の要件を満たした場合。

> 一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。

自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。

縮減 特別試験研究費について、50万円超の共同研究に限定。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長 (令和4年度末まで)